

盛岡広域振興局長告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、都南土地改良区（盛岡市）の定款の変更を認可した。

令和7年5月30日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和